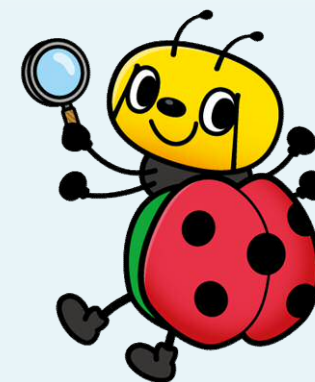


日本の農産物輸出のために ～輸出植物検疫について～

令和2年10月

農林水産省

門司植物防疫所
輸出検疫担当



植物防疫所公式キャラクター
ぴーきゅん



INTERNATIONAL YEAR OF
PLANT HEALTH

2020

2020年は国連総会で定めた
「国際植物防疫年」です。

日本の農産物輸出のために ～輸出植物検疫ついて～

1. 輸出植物検疫制度

2. 農産物の輸出に関する植物検疫条件(貨物)

3. 2019年以降に輸出が解禁又は検疫条件が緩和された品目

4. 日本から輸出する際の条件

5. 各国の輸入規則等詳細情報(更新情報)

6. 輸出検査の流れ

7. その他の情報

1. 輸出植物検疫制度

目的・役割

植物検疫とは、農林業に重大な被害を与える病害虫の侵入を防ぐための措置です。各国は、輸出国に科学的根拠に基づいた検疫措置を求めています。

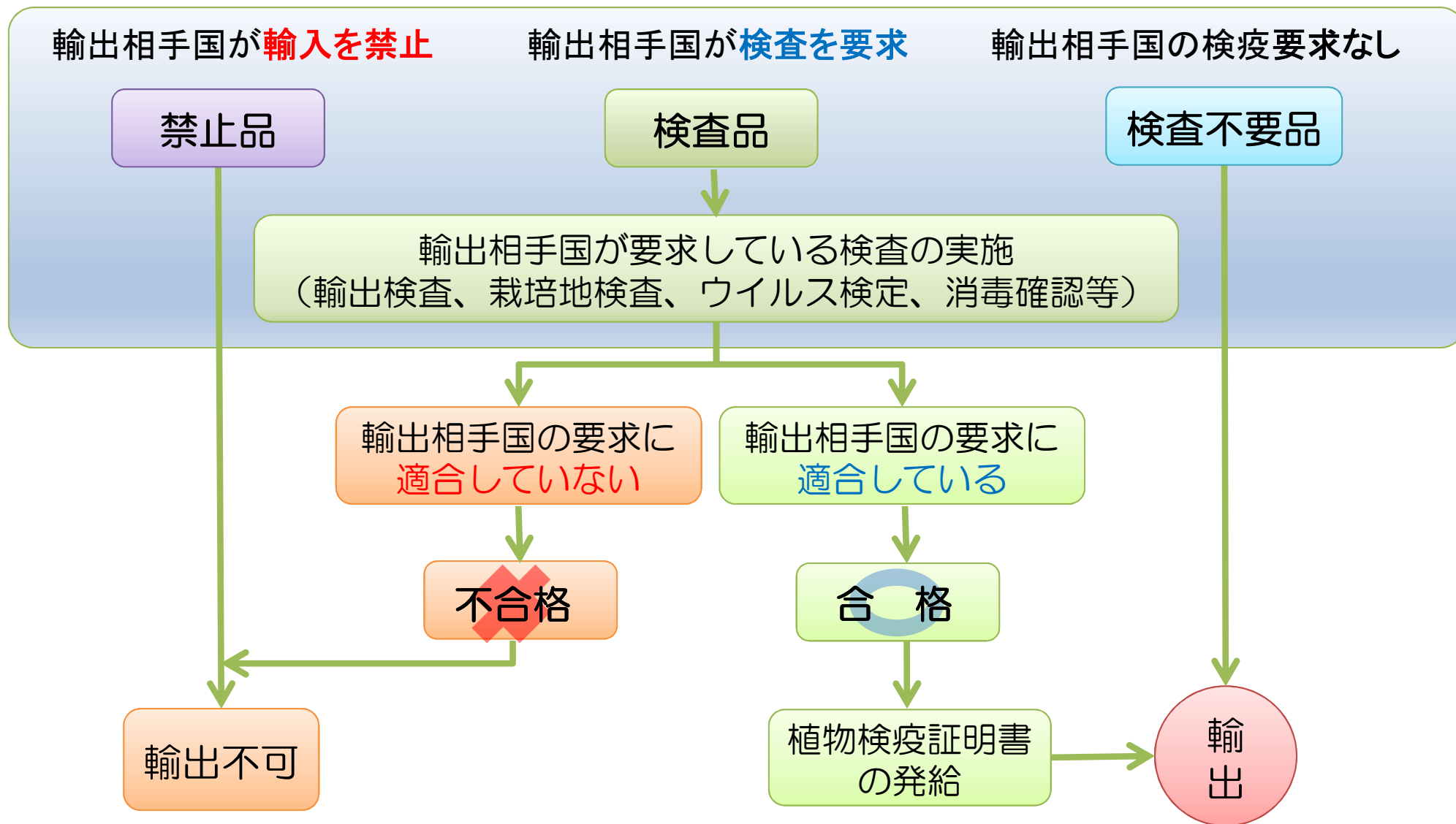
日本から植物を輸出する場合、輸出相手国が求める検疫条件（栽培中に病害虫の検査を行う等）に適合した植物を輸出する必要があります。

検疫条件に違反すると、輸出が停止される事態を招きかねないため、植物防疫所では輸出関係者へ検疫条件の情報提供等を行っています。

輸出検査

- 輸出検査の申請には、輸出相手国や品目により、相手国の輸入許可証、栽培地検査合格証明書の添付が必要となります。
- 輸出検査は、全国の主な海港や空港に所在する植物防疫所で行います。
輸出者の要請により、品質保持、数量確保のため、栽培地、集荷地等に出向いて輸出検査を実施することがあります。

1. 輸出植物検疫制度



※輸出相手国により、禁止品・検査品・検査対象外に該当する品目は異なります。

2. 農産物の輸出に関する植物検疫条件（貨物）

（令和2年9月現在）

品目	検査を受けずに輸出可能	植物検疫証明書を添付すれば輸出可能	輸入許可証(※1)の取得及び植物検疫証明書を添付すれば輸出可能	特別な措置が必要※2
りんご	香港、シンガポール		中国	台湾、タイ、カナダ、米国
いちご	香港、シンガポール	台湾		タイ
うんしゅうみかん	香港、シンガポール カナダ	台湾		タイ、米国
日本なし	香港、シンガポール		中国	台湾、タイ、カナダ、米国
さつまいも	香港、シンガポール カナダ	タイ(一部のもの以外) 台湾(一部地域以外)		
緑茶(製茶)	香港、シンガポール 台湾、米国、カナダ	中国、タイ		

※1 輸入許可証は輸出相手国により発給されます。

※2 特別な措置の詳細は植物防疫所にお尋ね下さい。

※ 輸出相手国により植物検疫条件は変更されます。最新の情報をご確認下さい。

太字：農林水産物輸出入情報 2020年1月～7月累計金額上位3か国

精米及び玄米の輸出に関する植物検疫条件(貨物)

(令和2年9月現在)

		香港	シンガポール	米国	マレーシア	カナダ	ニュージーランド	EU	台湾	オーストラリア	韓国	インドネシア	アラブ首長国連邦 (UAE)	タイ	ベトナム	フィリピン	インド	中国
精米	植物検疫証明書無しで輸出可能	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎ *1	-	-	-	-	-	-	-	-
	植物検疫証明書を添付すれば輸出可能	-	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	◎	◎	-	-	-
	輸入許可証の取得及び 植物検疫証明書を添付すれば輸出可能	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	-
	植物検疫証明書の添付及び 消毒が必要	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	-
	二国間の合意に基づく検疫措置が必要	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	◎
玄米	植物検疫証明書無しで輸出可能	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎ *2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	植物検疫証明書を添付すれば輸出可能	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	◎	◎	◎	-	◎ *3	-	-	-
	輸出できない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	-	-	◎
	輸入許可証(*1)の取得及び 植物検疫証明書を添付すれば輸出可能	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	-
	植物検疫証明書の添付及び 消毒が必要	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	-
	二国間の合意に基づく検疫措置が必要	-	-	-	-	-	-	-	-	◎ *1	-	-	-	-	-	-	-	-

*1 引越貨物別送品及び自己査定通関貨物(商用サンプル・研究用途を除く)は輸出できない

*2 栽培用は植物検疫証明書を添付すれば輸出可能

*3 消費・食用は植物検疫証明書を添付すれば輸出可能

太字:農林水産物輸出入情報 2020年1月～7月累計金額上位3か国

3. 2019年以降に輸出が解禁又は検疫条件が緩和された品目

(令和2年9月現在)

品目	輸出先国	年月	主な変更点等
いちご	豪州	2020年9月	豪州向けいちご生果実の輸出解禁
クロマツ	EU	2020年8月	EU加盟国向けクロマツ盆栽の輸出解禁
かんきつ類	タイ	2020年5月	タイ向けかんきつ類生果実の輸出検疫条件の緩和 <ul style="list-style-type: none"> 一部の生産地域では、日タイの植物防疫官による合同輸出検査が不要に 生産園地で行っていたかんきつ類の病気(Sweet Orange Scab)の発生調査が不要に
なし	米国	2020年4月	米国向けなし生果実の植物検疫条件の緩和 <ul style="list-style-type: none"> 輸出可能地域が全国(沖縄県及び一部の離島を除く)に拡大 輸出可能品種の制限撤廃
うんしゅうみかん	米国	2020年2月	米国向けうんしゅうみかん生果実の植物検疫条件の緩和 <ul style="list-style-type: none"> 臭化メチルくん蒸を実施せずに下記6州に輸出することが可能に アリゾナ州、カリフォルニア州、テキサス州、ハワイ州、フロリダ州及びルイジアナ州
りんご	ベトナム	2019年12月	ベトナム向けりんご生果実の新たな植物検疫条件での輸出解禁 <ul style="list-style-type: none"> 袋かけの代わりに低温処理を行うことでりんご生果実の輸出が可能に

詳細は農林水産省ホームページ：https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/yusyutu_kaikin.html

4. 日本から輸出する際の条件

植物防疫所ホームページURL: <https://www.maff.go.jp/pps/index.html>

植物防疫所

[Other Languages](#) [キッズサイト](#) [サイトマップ](#) [文字サイズ](#)

標準

大きく

採用情報

植物防疫所に公式キャラクターが誕生しました
名前は「ぴーきゅん」です。
よろしくね!



植物の違法な
持ち込みに対する対応を
厳格化しています!

輸入検査を受けずに植物類を持ち込んだ
場合には、3年以下の懲役又は100万円
以下の罰金が科せられます。



植物防疫所について
(採用情報はこちら)

植物検疫情報

申請・手続き

統計・広報・刊行物

お問い合わせ

逆引き事典から探す

キーワードから探す

Google カスタム検索

注目情報

注目情報一覧

注: 注目情報の日付は前後する場合があります。

令和2年9月2日

輸出「[各国の輸入規則等詳細情報](#)」におけるトルコの情報を更新しました

輸入条件データベース

Database for
importing conditions

輸出条件詳細情報

Quarantine conditions for
exporting plants to other countries

「輸出条件詳細情報」
をクリック

よくあるご質問



4. 日本から輸出する際の条件

輸出関連情報

植物（果物、野菜など）を貨物及び郵便物として輸出、又は携帯品として持ち出す場合に、相手国から求められている検疫条件を掲載しています。




ご利用になる前に注意事項をご確認ください。

<免責事項>

掲載されている情報の正確性については万全を期しておりますが、元となる諸外国の検疫規則は変更されることがあり、実際の内容と異なっている場合があります。実際の輸出に際しては、相手国の最新の受入条件を現地荷受人等の関係者を通じて輸入国の農業担当当局又は植物検疫当局に確認することをお勧めします。

また、ここで掲げられている検疫条件は、各国の植物検疫上での要求であり、ここで輸入が可能となっている場合であっても、ワシントン条約やそれぞれの国の他の法令等により輸入が制限される場合があります。

輸出条件早見表

- ▶ [輸出条件早見表（貨物）](#) (PDF：約190KB) 
- ▶ [輸出条件早見表（携帯品）](#) (PDF：約190KB) 
- ▶ [輸出条件早見表（郵便物）](#) (PDF：約190KB) 

輸出条件早見表（貨物・携帯品・郵便物）をクリック

各国への輸出条件に関する情報

4. 日本から輸出する際の条件

諸外国に植物等を輸出する場合の検疫条件一覧(早見表):貨物編 本表は令和2年9月1

[【携帯品での検疫条件はこちら】](#)

種類	くだもの										やさい(果菜)						やさい(葉菜)			備		
	カキ	キウイフルーツ	サクランボ	日本ナシ	西洋ナシ	ピワ	ブドウ	ウンシュウミカン	モモ	リンゴ	イチゴ	カボチャ	キュウリ	スイカ	トウガラシ	トマト	ピーマン	メロン	キャベツ		ネギ	ミョウガ
輸出相手国・地域	クリック																					
韓国	Q	Q	Q	x*1	x*1	x*1	Q	Q*10	x*1	x*1	Q	Q	x*1	x*1	x*1	Q	x*1	Q	Q	Q	Q	
台湾	Q	Q	Q	☆	☆	Q	Q	Q	☆	☆	Q	Q	Q	Q	Q	x*1	Q	Q	Q	Q	Q	
中国	x*2	x*2	x*2	PQ	x*2	x*2	x*2	x*2	x*2	PQ	x*2	x*2	x*2	x*2	x*2	x*2	x*2	x*2	x*2	x*2	x*2	
香港	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
フィリピン	x*2	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x*2	x*2	x*2	x*2	x*2	x*2	x*2	x*2	x*2	x*2	x*2	
ベトナム	x*2	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x*2	x*2	x*2	x*2	x*2	x*2	x*2	x*2	x*2	x*2	x*2	
タイ	☆	☆	☆	☆	x*1	x*1	☆	☆	☆	☆	x*1	☆	☆	x*1	☆	x*1	☆	Q	Q	Q	Q	
シンガポール	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
マレーシア	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	PQ	◎	◎	◎	◎	◎	PQ	◎	PQ	◎	◎	◎	◎	◎	
インドネシア	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q*9	Q	Q	Q	Q*9	Q*9	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	
ブルネイ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	
インド	x*2	x*2	Q*9	x*2	x*2	x*2	x*2	x*2	Q*9	x*2	x*2	x*2	x*2	x*2	x*2	x*2	x*2	x*2	x*2	x*2	x*2	
スリランカ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	x*1	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	

「国名」をクリック

【本表について】

- ・ 諸外国に植物等を輸出する場合は、輸出に從う必要があります。
- ・ 本表では、輸出相手国が公表している検疫条件を掲載しています。
- ・ 本表に掲載されていない国、品目について、ファイル上で国名をクリックすると、その条件がわかります。

【表中の記号について】

- ◎: 植物検疫証明書(注1)無しで輸出できる。
- Q: 植物検疫証明書を添付すれば輸出できる。
- P: 輸出相手国の「輸入許可証(注2)」を添付する必要がある。
- ☆: 二国間合意に基づく特別な検疫条件が適用される。詳細については[こちら](#)。
- x: 輸出できません。

(注1: 植物検疫証明書は輸出検査に提出する)
(注2: 輸入許可証は輸出相手国より取得する)

【注釈】

- *1 輸出相手国が輸入を原則禁止。
- *2 輸出相手国の検疫条件が未設定又は不明。
- *3 北緯30度以南の南西諸島、小笠原諸島。
- *4 キプロス向けは果実に葉が付いている場合、葉を剥ぎ取る必要がある。
- *5 4月16日～9月30日の期間に輸入される。
- *6 奄美諸島、小笠原群島、琉球諸島、トカラ群島。
- *7-1 栽培地検査及び消毒が必要。
- *7-2 栽培地検査又は消毒が必要。

4. 日本から輸出する際の条件

シンガポール 品目別検疫条件一覧表（貨物）

分類	輸出品目	早見表での表記	主な植物検疫条件
果物	カキ	◎	日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
	キウイフルーツ	◎	日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
	サクランボ	◎	日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
	日本ナシ	◎	日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
	西洋ナシ	◎	日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
	ピワ	◎	日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
	ブドウ	◎	日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
	ウンシュウミカン	◎	日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
	モモ	◎	日本での輸出検査を受けずに輸出できます。

5. 各国の輸入規則等詳細情報(更新情報)

植物防疫所について
(採用情報はこちら)

植物検疫情報

申請・手続き

統計・広報・刊行物

お問い合わせ

逆引き

検索

注目情報

令和2年10月2日

輸出 「各国の輸入規則等詳細情報」におけるオーストラリアの情報を更新しました

令和2年10月1日

国内 ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令及び告示が改正され、規制の対象となる防除区域が変更されました(令和2年9月16日施行)

輸入条件データベース

Database for importing conditions

輸出条件詳細情報

Quarantine conditions for exporting plants to other countries

植物検疫関係指定施設

植物検疫制度の見直し

重要なお知らせ

よくあるご質問

pamphlet.jpg

広報資料

植物防疫所の広報資料はこちら

動画を見る

「各国の輸入規制等詳細情報」又は「輸出条件詳細情報」をクリック

5. 各国の輸入規則等詳細情報(更新情報)

各国の検疫条件

この情報は、各国のホームページ、各国からの連絡等から入手した情報を整理したものです。
相手国での頻繁な改正について、あまねく対応することができないことから、現在のところ、相手国の植物検疫当局のルールが掲載されているインターネットアドレスをそのまま掲げている場合もあります。
このため、ご不明な点や本表にない国・地域等に関する情報については、植物防疫所までお問合せください。



「国名」をクリック

欧州	アフリカ州	中東	アジア	大洋州	北米	中南米
欧州連合(EU)	アルジェリア	アラブ首長国連邦	インド	オーストラリア	アメリカ合衆国	アルゼンチン
ユーラシア経済同盟(EAEU)	エジプト	イエメン	シンガポール	サモア	カナダ	コスタリカ
アイスランド	ケニア	オマーン	スリランカ	タヒチ		コロンビア

5. 各国の輸入規則等詳細情報(更新情報)

オーストラリア Australia




最終更新日：(令和2年10月2日)

オーストラリア連邦植物防疫機関名：オーストラリア農業・水・環境省
Department of Agriculture, Water and the Environment

住所（電話）：

18 Marcus Clarke St, Canberra City ACT 2601 Australia (+61 2 6272 3933)

規則原文

- ✦ [Biosecurity Act 2015](#)  [外部リンク] (2015年施行)
- ✦ [Biosecurity legislation](#)  [外部リンク] (2019年12月20日現在)
- ✦ [Biosecurity Import Conditions \(BICON\)](#)  [外部リンク]

備考

最新の検疫情報

ヒメアカカツオブシムシに対する緊急措置(BICON Alerts 第2段階2020年10月15日から適用)

事前にお知らせしていた本虫に係る緊急措置の第2段階の適用日が2020年10月15日となりました。
詳細は、下段およびBICONをご確認ください。

5. 各国の輸入規則等詳細情報(更新情報)

植物防疫所について
(採用情報はこちら)

植物検疫情報

申請・手続き

統計・広報・刊行物

お問い合わせ

逆引き事典から探す

キーワードから探す

Google カスタム検索

検索

注目情報

注目情報一覧

注: 注目情報の日付は前後する場合があります。

令和2年9月2日

輸出「各国の輸入規則等詳細情報」における上ルコの情報を更新しました

輸入条件データベース

Database for importing conditions

輸出条件詳細情報

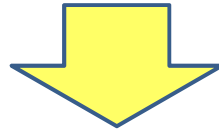
Quarantine conditions for exporting plants to other countries

重要

よくあるご質問

「輸出条件詳細情報」をクリック

※P7参照



各国への輸出条件に関する情報

諸外国における植物の輸入に関する要求内容の概要及び根拠法
ご利用になる前に注意事項をご確認ください。

二国間協議により検疫条件が定められている品目

栽培地検査等、輸出検査以外の措置が必要な輸出先国・品目の検疫条件

輸出植物検疫の指定施設

「二国間協議により検疫条件が定められている品目」をクリック

5. 各国の輸入規則等詳細情報(更新情報)

植物防疫所について
(採用情報はこちら)

植物検疫情報

申請・手続き

統計・広報・刊行物

お問い合わせ

[ホーム](#) > [輸出入条件検索](#) > [輸出入条件詳細情報](#) > 二国間により検疫条件が定められている品目

二国間協議により検疫条件が定められている品目

台湾	<u>(りんご、なし、もも、すもも)</u> 				
中国	<u>(精米)</u> 				
タイ	<u>(かんきつ類)</u> 	<u>(りんご、日本なし、もも、さくらんぼ、かき、キウイフルーツ、いちご、ぶどう、なす)</u> 	<u>(メロン、すいか、きゅうり及びトマト)</u> 		
ベトナム	<u>(なし)</u> 	<u>(りんご)</u> 			
米国	<u>(うんしゅうみかん)</u> 	<u>(かき)</u> 	<u>(なし)</u> 	<u>(りんご)</u> 	
カナダ	<u>(りんご)</u> 				
オーストラリア	<u>(なし)</u> 	<u>(りんご)</u> 	<u>(かき)</u> 	<u>(玄米)</u> 	<u>(いちご)</u> 
ニュージーランド	<u>(りんご)</u> 	<u>(うんしゅうみかん)</u> 			

栽培地検査等、輸出検査以外の措置が必要な輸出先国・品目の検疫条件

[EU向けカンキツ生果実 \(PDF: 302KB\)](#) 

[米国向けキク切り花 \(PDF: 29KB\)](#) 

6. 輸出検査の流れ

植物防疫所

[Other Languages](#) [キッズサイト](#) [サイトマップ](#) 文字サイズ

標準

大きく

採用情報

閉じる ✕

「**手続様式一覧**」をクリック

申請・手続

- 電子申請窓口
- 手続様式一覧**
- 輸入禁止品の輸入許可

植物の違法な
持ち込みに対する対応を
厳格化しています!

輸入検査を受けずに植物等を持ち込んだ
場合には、3年以下の懲役又は100万円
以下の罰金が科せられます。

植物防疫所について
(採用情報はこちら)

植物検疫情報

申請・手続

統計・広報・刊行物

お問い合わせ

逆引き事典から探す

キーワードから探す

Google カスタム検索

検索

注目情報

注目情報一覧

輸入条件データベース

重要なお知らせ

6. 輸出検査の流れ

手続様式一覧

平成24年3月19日現在

申請書	根拠規定	
輸入禁止品輸入許可申請書		第2号
植物、輸入禁止品等輸入検査		第4号
栽培地検査申請書	植物防疫法施行規則第24条	第12
植物等輸出検査申請書	植物防疫法施行規則第25条	第14
輸出植物包装材料検査申請書	植物防疫法施行規則第25条	第15
移動制限植物等移動許可申請書	植物防疫法施行規則第35条の3	第22
移動制限植物等検査申請書	植物防疫法施行規則第35条の4	第22
移動制限植物等消毒確認申請書	植物防疫法施行規則第35条の5	第22
移動禁止植物等移動許可申請書	植物防疫法施行規則第35条の8	第22
移動制限植物検査申請書	ブルームポックスウイルスの緊急防除に関する省令第3条の2	別記
移動制限植物移動許可申請書	ブルームポックスウイルスの緊急防除に関する省令第4条の1	別記
種馬鈴しょ検査申請書	種馬鈴しょ検査規程第4条	別記

「植物等輸出検査申請書」をクリック

6. 輸出検査の流れ

輸出検査の申請

記入例

植物等輸出検査申請書

住所 北九州市門司区西海岸1-10
氏名 榎野 太郎

令和 2 年 10 月 10 日

植物防疫官 殿

※積載船(陸)名	PQ			
※記号及び番号	NM			
積載予定月日	2020. 10. 15			
積載港名	MOJI PORT			
※積載港名	HAWAII	※輸入国名	USA	
※荷送人住所氏名	SHOKUBO TARO 1-3-10 NISHIKAIGAN, MOJI-KU, KITAKYUSHU-SHI, FUKUOKA, JAPAN			
※荷受人住所氏名	SHOKUBO JIRO O-O HAWAII USA			
輸入国政府の輸入許可番号				
※種類・名称	学名	数量	重量	産地
FRESH PERSIMMON	<i>Diospyros kaki</i>	100 CT	1,000 KG	JAPAN
備 考				

- 備考 1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
2 栽培地検査合格証票、野生植物原産地証明書又は輸出植物包装材料検査合格証明書を有する場合は、その旨を備考欄に記入すること。
3 ※印の欄には、欧文を併記すること。

輸出検査



植物検疫証明書 の発行

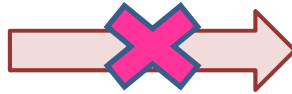
PHYTOSANITARY CERTIFICATE		
PLANT PROTECTION SERVICE MINISTRY OF AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHERIES JAPANESE GOVERNMENT		
TO: PLANT PROTECTION OFFICER, <u>USA</u>		No. <u>100-01-XXXXXX</u>
I. DESCRIPTION OF COMMODITY		
1. Name and address of exporter SHOKUBO TARO 1-3-10 NISHIKAIGAN, MOJI-KU, KITAKYUSHU-SHI, JAPAN	2. Name and address of consignee SHOKUBO JIRO O-O HAWAII USA	
3. Name and description of packages 100 CT	4. Botanical name KAKI	
5. Place of origin JAPAN	6. Name and address of consignor SHOKUBO TARO	7. Name and address of consignee SHOKUBO JIRO
8. Name of varieties and analysis declared FRESH PERSIMMONS		9. Botanical name of variety Diospyros kaki
This is to certify that the plants, plant products or other regulated articles described herein have been inspected and/or tested according to appropriate official procedures and are considered to be free from the quarantine pests specified by the importing contracting party and to conform with the current phytosanitary requirements of the importing contracting party, including those the exporting contracting party.		
II. ADDITIONAL DECLARATION		
This is to certify that this is the complete case, packed, and unopened fruit as for export in accordance with the requirements of I.CHS 10.04.16.		
III. INSPECTION AND/OR DISINFECTION TREATMENT		
10. Date 2020	11. Duration 2020	12. Chemical control treatment 2020
13. Duration and location 2020	14. Concomitant 2020	15. Additional information 2020
16. Place of issue MOJI Plant Protection Station 1 MOJI KITAKYUSHU, JAPAN		18. Name of authorized officer SHOKUBO TARO
17. Date OCTOBER 10, 2020		*Signature

7. その他情報

(1) 輸送形態による違い

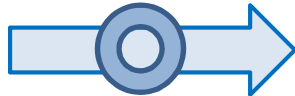
例) 台湾へビワ生果実を輸出する場合

郵便・携帯品



輸出不可

貨物



植物検疫証明書を添付すれば輸出可能

※輸出の際は最新情報をご確認ください。

(2) 加工品

同じ植物でも、生果実は禁止品ですが、加工品は輸出できるものもあります。

生果実



輸出不可

加工品(果汁等)



輸出可

※不明な点は、最寄りの植物防疫所にお尋ねください。

7. その他情報

(3) 参考情報

農産物を輸出する際には、植物検疫のほか、その他の規制がある場合があります。これらの情報は、農政局へお問い合わせください(P23参照)。

例) 残量農薬、放射性物質、登録品種保護等

(4) 照会の多い事例

乾燥しいたけ・干し柿を郵便で輸出する場合

植物検疫証明書無しで輸出可能な国 → アメリカ、韓国 等

植物検疫証明書を添付すれば輸出可能な国 → ベトナム 等

※加工度合いによる判断は輸出相手国にご確認ください。
※輸出の際は最新情報をご確認ください。

EU向け中古農林機械に関する情報

農林水産省ホームページURL : http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/eu_usedmv.html

EU向け中古農林業機械の輸出検疫について

EU向け中古農林業機械用の植物検疫証明書を取得するには、農林水産省植物防疫所で輸出検査を受ける必要があります。輸出検査については、以下の実施要領、留意事項及びQ&Aをご確認の上、最寄りの植物防疫所へご相談ください。

実施要領

- [欧州連合加盟国向け中古農林業機械の輸出検疫実施要領\(PDF : 440KB\)](#) 
- [証明書交付申請書様式 \(第1号様式\) \(EXCEL : 43KB\)](#) 
- [清掃報告書様式 \(第2号様式\) \(EXCEL : 13KB\)](#) 
- [添付資料様式 \(第3号様式\) \(EXCEL : 17KB\)](#) 

詳細はこちらの実施要領等
をご確認ください

留意事項

輸出検査の申請に当たっては、以下の留意事項を参考に中古農林業機械の清掃を実施してください。

- [欧州連合加盟国向け中古農林業機械の清掃に係る留意事項\(PDF : 700KB\)](#) 

国際植物防疫年2020

農林水産省ホームページURL : <http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/iyph/iyph.html>

国際植物防疫年2020(International Year of Plant Health 2020:IYPH2020)とは

2018年12月20日の国連総会において、
植物病害虫のまん延防止に向けた取組の重要性に対する世界的な認識を高めるため、
2020年を「国際植物防疫年(International Year of Plant Health 2020:IYPH2020)」
とすることが採択されました。



INTERNATIONAL YEAR OF
PLANT HEALTH
2020

国際植物防疫年2020採択の背景

国連食糧農業機関(FAO)によると、**世界の食料の80%以上が植物由来**であり、
このうち**20%~40%が病害虫の被害で失われている**とされています。
このため、FAO及び国際植物防疫条約(IPPC)事務局は、
飢餓、貧困、環境、経済発展等の重要な課題に取り組むためには、
植物病害虫の新たな地域へのまん延を防止することが重要であるとしています。

植物の輸出検疫相談窓口

植物防疫所ホームページURL : <http://www.maff.go.jp/pps/j/business/export/kamotsu/madoguchi.html>

植物防疫所では、輸出検疫に関するさまざまなご相談を承っています。
輸出検疫についてご不明な点がございましたら、最寄りの植物防疫所にお問合せ下さい。

お問い合わせ先

農林水産省 門司植物防疫所 輸出検疫担当

〒801-0841

福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10 門司港湾合同庁舎内

Tel:093-280-4319 Fax:093-321-0481

e-mail: pps_moji_yushutsu@maff.go.jp

九州農政局ホームページURL : <https://www.maff.go.jp/kyusyu/keiei/zigyo/yusyutu.html>

残量農薬、放射性物質、登録品種保護 等に関するご相談。

お問い合わせ先

九州農政局 経営・事業支援部 輸出促進課

〒860-8527

熊本市西区春日2丁目10番1号

Tel:096-211-8607 Fax:096-211-9825